

事務連絡
令和2年(2020年)3月5日

指定障害福祉サービス事業者 }
指定障害児通所支援事業者 } 様

熊本県健康福祉部子ども・障がい福祉局
障がい者支援課長

新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準
等の臨時的な取扱いについて

このことについて、令和2年(2020年)2月20日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第2報)」により、障害福祉サービス等事業所が居宅等において健康管理や相談支援等のできる限りの支援の提供を行ったと市町村が認める場合には、通常提供しているサービスと同等のサービスを提供しているものとして、報酬の対象とすることが可能である旨が示されております。

この取扱いについて、一部障害福祉サービス等事業所から照会があったことから、本県としては下記のとおり取り扱うこととしますので、よろしくお願いいたします。

記

1 市町村による承認

障害福祉サービス等事業所は、利用者の居宅等において健康管理や相談支援等の支援を行った場合には、居宅等において実施するできる限りの支援の提供を行ったと支給決定市町村が認めた旨の文書の交付を求めてください。

2 支援記録の保管

障害福祉サービス等事業所は、支援の記録とともに、上記1により交付された書類を適切に保管してください。

○熊本県ホームページ「新型コロナウイルス関連肺炎」も併せて御参照ください。

(https://www.pref.kumamoto.jp/ki_ji_30386.html?type=top)

熊本県健康福祉部子ども・障がい福祉局
障がい者支援課 サービス向上班